

半島地域における税制特例措置の延長を求める意見書（案）

半島地域においては、半島振興法の制定以来、交通基盤や生活環境の整備等に一定の成果が現れてきている。

しかしながら、半島地域は、他の地域と比べ人口減少や少子・高齢化が進行し、特に半島先端部及び中間部において深刻となっている。また、交通・情報通信等の産業基盤及び社会基盤の整備等の面で、依然として多くの課題を抱えている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、半島地域は大きな打撃を受けており、深刻な影響が出ている状況にある。

半島地域のさらなる振興と持続的かつ自立的な発展に資するためには、施策の充実が一層求められていることから、令和 4 年度末で適用期限を迎える国税の割増償却制度、地方税の不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置について適用期限の延長を強く要請する。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 9 月 2 8 日

様

和歌山県議会議長 尾崎 要二

（提出者）

半島振興・地方創生対策特別委員会
委員長 山田 正彦

（意見書提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

国土交通大臣

総務大臣